

京都府文化活動継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、文化活動の縮小等を余儀なくされた者(団体を含む。)に対し、当該文化活動の継続に要する経費について、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる活動であって、府内で行われるものとする。

- (1) 京都から文化を国内外に発信することが見込まれる活動
- (2) 新たな文化の創造又は伝統的な文化の継承に資すると見込まれる活動
- (3) 次代の社会を担う子どもや青少年を対象とした文化に関する活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める活動

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、特に知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から市町村等補助金を減じた額に補助率を乗じて得た額及び補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第5条の規定による交付申請書は、別記第1号様式とし、補助金の交付を受けようとするものは、知事が別に定める日までに当該交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(変更申請)

第7条 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）の申請は、別記第2号様式によるものとする。

2 知事は、必要に応じ、前項の承認に条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式とし、第6条の規定による補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助金対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(書類の整備)

第9条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年7月16日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、企画制作費、備品購入費	3分の2以内	200千円

別記第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

申請者 所在地（住所）
名称
代表者職氏名 印

京都府文化活動継続支援補助金交付申請書

京都府文化活動継続支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金交付申請額
金 円
- 3 事業計画書
別紙1のとおり
- 4 事業収支予算書
別紙2のとおり
- 5 添付書類
文化活動の実績が分かる資料
新型コロナウイルス感染症により、文化活動を自粛・縮小したことが分かる資料
事業の内容が分かる資料

<誓約事項>

補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合並びに記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。

別紙1

事業計画書

1 申請者の概要

申請者の氏名又は名称	
連絡先	担当者名 E-mail : TEL() FAX()
過去の活動実績	
当初実施予定であった事業の概要	
新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響（延期、中止、事業内容の変更等）	

2 事業内容等

事業の名称	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
実施場所	
事業内容	

3 補助金交付申請額

(単位：円)

補助対象経費	(A)	
市町村等補助金	(B)	
差引額(A-B)	(C)	
C×補助率	(D)	
補助限度額	(E)	
DとEのいずれか少ない額	(F)	
補助金交付申請額	(G)	

- 注 1 A欄は、別紙2の2の「補助対象経費」の「補助対象経費計(A)」欄の額を記入してください。
- 2 B欄は、別紙2の1の「市町村等補助金」欄の額を記入してください。
- 3 D欄は、1円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。
- 4 G欄は、F欄の額の1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。

別紙2

事業収支予算書

1 収入の部 (単位:円)

区分	予算額	内訳
京都府文化活動継続支援補助金		
市町村等補助金		
その他(自己資金等)		
合計		

2 支出の部 (単位:円)

区分	予算額	内訳
補助対象経費	報償費	
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	委託費	
	企画制作費	
	使用料及び賃借料	
	備品購入費	
	原材料費	
	補助対象経費計(A)	
補助対象外経費(B)		
合計(A+B)		

注 1の「合計」欄の額と2の「合計(A+B)」欄の額は、一致させてください。

第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

申請者 所在地（住所）

名称

代表者職氏名

印

京都府文化活動継続支援補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定のあった上記事業を下記のとおり変更したいので、京都府文化活動継続支援補助金交付要綱に基づき承認を申請します。

記

1 事業の名称

2 変更の理由

3 変更の内容

変更前	変更後

4 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書(別記第1号様式の別紙1に準じて作成してください。)
- (2) 変更後の事業収支予算書(別記第1号様式の別紙2に準じて作成してください。)
- (3) その他変更後の事業の内容が分かる資料

第3号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

申請者 所在地（住所）
名称
代表者職氏名 印

京都府文化活動継続支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定のあった上記事業について、下記のとおり実施しましたので、京都府文化活動継続支援補助金交付要綱に基づき報告します。

記

1 事業の名称

2 補助金の交付決定額等

補助金交付決定額	金	円
補助金支払済額	金	円
補助金精算額	金	円

3 事業実績書

別紙1のとおり

4 事業収支決算書

別紙2のとおり

5 添付書類

- (1) 補助事業の実施を示す成果物（レポート、動画、写真等）
- (2) 経費の支出を確認することができる資料
- (3) その他事業の内容が分かる資料

別紙1

事業実績書

1 事業の概要

事業の名称	
事業内容	

2 補助金精算額

(単位：円)

補助対象経費	(A)	
市町村等補助金	(B)	
差引額(A-B)	(C)	
C×補助率	(D)	
補助限度額	(E)	
DとEのいずれか少ない額	(F)	
補助金交付決定額	(G)	
補助金支払済額	(H)	
補助金精算額	(I)	

注 1 A欄は、別紙2の2の「補助対象経費」の「補助対象経費計(A)」欄の決算額を記入してください。

2 B欄は、別紙2の1の「市町村等補助金」欄の額を記入してください。

3 D欄は、1円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。

4 G欄は、F欄の額の1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。

別紙2

事業収支決算書

1 収入の部 (単位:円)

区分	決算額	内訳
京都府文化活動継続支援補助金		
市町村等補助金		
その他(自己資金等)		
合計		

2 支出の部 (単位:円)

区分	決算額	事業内容との関係(決算額内訳)
補助対象 経費	報償費	
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	委託料	
	企画制作費	
	使用料及び賃借料	
	備品購入費	
	原材料費	
	補助対象経費計(A)	
補助対象外経費(B)		
合計(A+B)		

注 1の「合計」欄の額と2の「合計(A+B)」欄の額は、一致させてください。